

被災者支援に関する各種制度の概要

(令和 7 年 牧之原市台風 15 号に伴う竜巻等災害)

牧之原市

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

※支援内容は、上記時点のもので、変更等がある場合には、随時更新します。

経済・生活面の支援

～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況

活用できる支援制度

ページ

○制度支援状況

- ・ ささえあいセンター . . . 1
- ・ 被災届出証明の申請・交付 . . . 1
- ・ 災害ごみ **【更新】** . . . 2
- ・ ボランティアセンター . . . 3

○親や子供等が死亡した

- ・ 災害弔慰金 . . . 4

○負傷や疾病による障害が出た

- ・ 災害障害見舞金 . . . 4

○当面の生活資金や生活再建の資金が必要

- ・ 被災者生活再建支援金 **【更新】** . . . 5
- ・ 被災者生活再建支援金（市独自） . . . 7
- ・ 生活福祉資金制度による貸付 . . . 8
（緊急小口資金・福祉費（災害援助費））

経済・生活面の支援

～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況

活用できる支援制度

ページ

○税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい

- ・ 被災代替家屋に係る固定資産税の特例 . . . 9
- ・ 被災住宅用地の特例 . . . 11
- ・ 被災代替償却資産の特例 . . . 12
- ・ 国民健康保険の医療費の一部負担金減免等 . . . 13
- ・ 介護保険料の減免 . . . 14
- ・ 国民年金保険料の免除 . . . 15

住まいの確保・再建のための支援

～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度	ページ
○ <u>住まいを建て替え・取得したい</u>	(独立行政法人受託金融支援機構の融資)	
	・ 災害復興住宅融資（建設）	・・・ 16
	・ 災害復興住宅融資（購入）	・・・ 17
	・ 災害復興住宅融資（補修）	・・・ 18
	・ 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	・・・ 19
○ <u>住まいを補修したい</u>	(災害支援資金等の貸付)	
	・ 生活福祉資金制度による貸付 （福祉費（住宅補修費））	・・・ 20
	・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 【更新】	・・・ 20
○ <u>土砂・家屋等を撤去したい</u>		
	・ 公費解体制度 【更新】	・・・ 21

中小企業・自営業への支援

～事業再建のための支援制度を探す～

被災後の事業の状況	活用できる支援制度	ページ
○ <u>農林漁業の再建資金が必要</u> 【農林漁業者】		
	・ (株) 日本政策金融公庫による資金貸付	・・・ 22
○ <u>中小企業等の再建資金が必要</u> 【中小企業・小規模事業】		
	・ 災害相談窓口の設置	・・・ 22
	・ 災害復旧貸付等の実施	・・・ 23

相談窓口

～相談窓口を探す～

相談窓口名・相談内容等	ページ
○ <u>こころの健康相談</u>	
・ 不安、悩みなどのこころの健康相談	・・・ 24
○ <u>何でも無料電話相談</u>	・・・ 24
・ 生活再建などについての相談	
○ <u>法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）</u>	
・ 解決に役立つ法制度や窓口の案内	・・・ 25

制度の名称	ささえあいセンター
支援の種類	サービス等
制度の内容	●被災前と後で生活環境の大きく変わった被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の困りごとを伺ったうえで各種情報を提供する、関係機関へつなぐなどの相談窓口を開設します。 ●対象世帯 ・応急仮設住宅に入居した方、半壊以上の被害を受け在宅で生活を続ける方など。 ●事業概要 生活支援相談員による継続的な訪問や相談対応と関係機関へのつなぎ、被災者支援制度等の各種情報提供、地域活動や交流促進等の支援など ●開設時間 平日、午前9時から午後5時まで（年末年始を除く） ●場所 牧之原市社会福祉協議会 榛原事務所（牧之原市静波 172-1）
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	ささえあいセンター ☎：0548-23-3325

制度の名称	被災届出証明の申請・交付
支援の種類	証明
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき住家以外の被災届出証明交付申請を受け付けています。 ●証明書の申請・交付場所 場 所：社会福祉課（牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」1階） 住 所：牧之原市静波 991 番地 1 受 付 日：毎週月曜日から金曜日まで ※ただし、祝日を除く。 受付時間：午前8時15分から午後5時（正午～午後1時除く） 持 物：①身分証 ②被害状況が確認できる写真 ※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままご持参ください。 ●証明書交付は、住家以外の家屋や家財などは「被災届出証明書」として順次発行しています。 ●罹災証明書の受付は、終了しております。
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	社会福祉課 ☎：0548-23-0070

制度の名称	災害ごみ【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等による災害廃棄物は、以下の施設で受け入れています ●受入場所・時間 場 所：清掃センター（さんあーる）、リサイクルセンター 受入日時：月曜日～金曜日・・・午前8時30分から正午 午後1時から午後4時 第1、第3土曜日・・・午前8時30分から正午 第2、第4日曜日・・・午前8時30分から正午 午後1時から午後3時 ※祝日、振替休日は搬入できません。 注意事項：搬入時に受付で罹災証明書または被災証明書を提示し、「災害ごみ」である旨を必ず申告してください。 受入ができるものを確認の上、品目ごとに分別をしてください。 ※搬入できない・搬入を断られた品目は、購入先に相談いただく等、ご自身で処分先を探していただきますようお願いいたします。 ●<u>罹災証明書または被災証明書を提示しての災害ごみの搬入は令和8年12月28日(月)で終了いたします。</u> ●令和8年12月29日(火)以降は、個別で対応しますのでご連絡ください。
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	環境課 ☎：0548-53-2609

制度の名称	ボランティアセンター
支援の種類	災害ボランティア
制度の内容	●被災された方々の支援のため、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っています。 ●牧之原市ボランティアセンター 場所：牧之原市社会福祉協議会榛原事務所 (牧之原市静波 172 番地 1) ※詳細は、社会福祉協議会ホームページを御確認ください。 ●災害ボランティア派遣を希望される方 支援内容：家財の片付けや運搬等 ※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください。 派遣のご依頼は、下記までご連絡いただき、お申込みください。 受付日：毎週月曜日から金曜日まで ※ただし、祝日を除く。 受付時間：午前 8 時 15 分から午後 5 時 受付電話：0548-22-5187 ●ニーズがあった場合のみ第 4 日曜日に実施するため、下記問い合わせまでご連絡ください。
活用できる方	●令和 7 年 9 月 5 日の台風に伴う竜巻等で被災されボランティアによる住居のあと片付けなどをご希望される方
お問い合わせ	牧之原市社会福祉協議会榛原事務所  : 0548-22-5187 (牧之原市社会福祉協議会榛原事務所)

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500 万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250 万円以下）を支給
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族です。 【ご遺族の範囲】 ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る） ※対象となる災害は、自然災害で 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害等です。
お問い合わせ	社会福祉課 ☎ : 0548-23-0070

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250 万円）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125 万円）を支給
活用できる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 1 両眼が失明した人 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5 両上肢をひじ関節以上で失った人 6 両上肢の用を全廃した人 7 両下肢をひざ関節以上で失った人 8 両下肢の用を全廃した人 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	社会福祉課 ☎ : 0548-23-0072

制度の名称	被災者生活再建支援金【更新】																																									
支援の種類	給付																																									
制度の内容	●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 解体 長期避難</td><td rowspan="3">100 万円 (75 万円)</td><td>建設 購入</td><td>200 万円 (150 万円)</td><td>300 万円 (225 万円)</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100 万円 (75 万円)</td><td>200 万円 (150 万円)</td></tr> <tr> <td>賃借 公営住宅を除く</td><td>50 万円 (37.5 万円)</td><td>150 万円 (112.5 万円)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td><td rowspan="3">50 万円 (37.5 万円)</td><td>建設 購入</td><td>200 万円 (150 万円)</td><td>250 万円 (187.5 万円)</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100 万円 (75 万円)</td><td>150 万円 (112.5 万円)</td></tr> <tr> <td>賃借 公営住宅を除く</td><td>50 万円 (37.5 万円)</td><td>100 万円 (75 万円)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊</td><td rowspan="3">—</td><td>建設 購入</td><td>100 万円 (75 万円)</td><td>100 万円 (75 万円)</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>50 万円 (37.5 万円)</td><td>50 万円 (37.5 万円)</td></tr> <tr> <td>賃借 公営住宅を除く</td><td>25 万円 (18.75 万円)</td><td>25 万円 (18.75 万円)</td></tr> </tbody> </table> ※（ ）は単身世帯の金額になります。 ●申請書類 基礎支援金：罹災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など 加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など ※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。 ※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。 ●申請期間 基礎支援金：災害発生日から 13 か月以内を 下記のとおり期間を延長 (延長期間 令和 9 年 10 月 4 日まで) 加算支援金：災害発生日から 37 か月以内 (令和 10 年 10 月 4 日まで)				区分	基礎支援金	加算支援金		合計	全壊 解体 長期避難	100 万円 (75 万円)	建設 購入	200 万円 (150 万円)	300 万円 (225 万円)	補修	100 万円 (75 万円)	200 万円 (150 万円)	賃借 公営住宅を除く	50 万円 (37.5 万円)	150 万円 (112.5 万円)	大規模半壊	50 万円 (37.5 万円)	建設 購入	200 万円 (150 万円)	250 万円 (187.5 万円)	補修	100 万円 (75 万円)	150 万円 (112.5 万円)	賃借 公営住宅を除く	50 万円 (37.5 万円)	100 万円 (75 万円)	中規模半壊	—	建設 購入	100 万円 (75 万円)	100 万円 (75 万円)	補修	50 万円 (37.5 万円)	50 万円 (37.5 万円)	賃借 公営住宅を除く	25 万円 (18.75 万円)	25 万円 (18.75 万円)
区分	基礎支援金	加算支援金		合計																																						
全壊 解体 長期避難	100 万円 (75 万円)	建設 購入	200 万円 (150 万円)	300 万円 (225 万円)																																						
		補修	100 万円 (75 万円)	200 万円 (150 万円)																																						
		賃借 公営住宅を除く	50 万円 (37.5 万円)	150 万円 (112.5 万円)																																						
大規模半壊	50 万円 (37.5 万円)	建設 購入	200 万円 (150 万円)	250 万円 (187.5 万円)																																						
		補修	100 万円 (75 万円)	150 万円 (112.5 万円)																																						
		賃借 公営住宅を除く	50 万円 (37.5 万円)	100 万円 (75 万円)																																						
中規模半壊	—	建設 購入	100 万円 (75 万円)	100 万円 (75 万円)																																						
		補修	50 万円 (37.5 万円)	50 万円 (37.5 万円)																																						
		賃借 公営住宅を除く	25 万円 (18.75 万円)	25 万円 (18.75 万円)																																						
活用できる方	●制度の対象となる自然災害は、10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等 ●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ※住家の被害程度が「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、その																																									

	ままにしておくと非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象となります。 なお、<u>罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体（全部解体）しなければ対象となりません。</u> <u>解体を予定している方は、事前にご相談ください。</u> ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。
お問い合わせ	社会福祉課 ☎ : 0548-23-0070

制度の名称	牧之原市被災者生活再建支援金(市独自)															
支援の種類	給付															
制度の内容	●被災者生活再建支援制度（国制度）の対象とならない半壊及び準半壊の被害を受けた世帯の世帯主に対して市独自の支援金を支給する。 ●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) <table><tr><td>被災区分</td><td colspan="2">加算支援金</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊</td><td>建設・購入・補修</td><td>25万円 (18.75万円)</td></tr><tr><td>賃借 (公営住宅を除く)</td><td>12万円 (9万円)</td></tr><tr><td rowspan="2">準半壊</td><td>建設・購入・補修</td><td>15万円 (11.25万円)</td></tr><tr><td>賃借 (公営住宅を除く)</td><td>7万円 (5.25万円)</td></tr></table> ※（ ）は単身世帯の金額になります。 ●申請書類 ・牧之原市被災者生活再建支援金申請書兼請求書（様式第1号） ・振込先の口座が確認できる書類等の写し ・支給内容を証明する書類等の写し ・その他市長が必要と認める書類 ※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。 ●申請期間 災害発生日から37か月以内（令和10年10月4日まで） ●申請場所 総合健康福祉センターさざんか1階（牧之原市静波991-1） ●申請受付 平日、午前8時15分から午後5時（正午～午後1時除く） ●留意事項 対象になると思われる方には、市より別途通知をしています。			被災区分	加算支援金		半壊	建設・購入・補修	25万円 (18.75万円)	賃借 (公営住宅を除く)	12万円 (9万円)	準半壊	建設・購入・補修	15万円 (11.25万円)	賃借 (公営住宅を除く)	7万円 (5.25万円)
被災区分	加算支援金															
半壊	建設・購入・補修	25万円 (18.75万円)														
	賃借 (公営住宅を除く)	12万円 (9万円)														
準半壊	建設・購入・補修	15万円 (11.25万円)														
	賃借 (公営住宅を除く)	7万円 (5.25万円)														
活用できる方	●被害認定調査において半壊及び準半壊の判定を受けた世帯で、次に掲げるいずれかに該当する世帯の世帯主とする。 ・市内に住宅を建設または購入する世帯 ・被災住宅を補修する世帯 ・市内の賃貸物件に居住している世帯 ※定義 世帯とは災害発生時において、本市に生活の本拠を有していた世帯															
お問い合わせ	社会福祉課 ☎ : 0548-23-0070															

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護費))																	
支援の種類	貸付(融資)																	
制度の内容	●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用(福祉費(災害援護費))」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。 ■緊急小口資金 <table><tr><td>貸付限度額</td><td>10万円以内</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>貸付けの日から2月以内</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>据置期間経過後12月以内</td></tr></table> ■福祉費(災害援護費) <table><tr><td>貸付限度額</td><td>150万円(目安)</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>貸付けの日から6月以内</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>据置期間経過後7年以内(目安)</td></tr></table> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会又はお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。		貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円(目安)	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
	貸付限度額	10万円以内																
	貸付利率	無利子																
	据置期間	貸付けの日から2月以内																
	償還期間	据置期間経過後12月以内																
	貸付限度額	150万円(目安)																
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
	据置期間	貸付けの日から6月以内																
	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)																
	活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●福祉費(災害援護費)については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外																
お問い合わせ	牧之原市社会福祉協議会 ☎：0548-52-3500 静岡県社会福祉協議会 ☎：054-254-5244																	

制度の名称	被災代替家屋に係る固定資産税の特例
支援の種類	減額
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災した家屋（被災家屋）に代わる家屋（代替家屋）を取得または改築し、要件を満たすものについて固定資産税を減額します。 <対象者> （１）被災家屋の所有者（共有名義の場合は共有者を含む） （２）（１）に相続があった場合はその相続人 （３）（１）と代替家屋に同居する三親等内の親族 （４）（１）が法人の場合における、合併法人又は分割承継法人 <被災家屋の要件> 以下の（１）及び（２）を満たすもの （１）令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により滅失又は損壊した家屋で、市町の調査で被害の程度が「半壊」以上である家屋 （２）取り壊し、売却などの処分が行われた家屋 <代替家屋の要件> 令和7年9月5日から令和12年3月31日までの間に取得または改築した家屋で、以下の（１）及び（２）を満たすもの （１）被災家屋に代わるものとして取得または改築した家屋（新築建売や中古取得を含む） （２）種類（用途）または使用目的が被災家屋と同一である家屋 （※）「改築」とは、被災した部分を取り壊し、補充部分を再構築することをいい、修理は含みません。 <特例の内容> 代替家屋に係る固定資産税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。 （※）共有名義の場合は持ち分割合に応じて面積按分により算定 <提出書類> （１）被災家屋の代替家屋に対する固定資産税の特例適用申告書 （２）被災家屋の処分状況がわかる書類の写し （解体契約書、解体証明書、売買契約書 等） （３）被災家屋の所有者と代替家屋の所有者が異なる場合は、その関係がわかる書類の写し （戸籍謄本、住民票、法人の登記事項証明書 等） （４）罹災証明書、被災証明書の写し（被害程度が記載されたもの） （５）被災家屋が所在していたことがわかる書類の写し

	(令和7年度の固定資産税課税明細書、名寄帳 等) (※)(4)(5)は被災家屋が市外のものである場合のみ <提出期限> 代替家屋を取得または改築した日の属する年の翌年1月31日まで (※)令和7年中に取得または改築された場合はご相談ください
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で被災した家屋に代わる家屋を取得または改築した納税義務者等
お問い合わせ	税務課 ☎ : 0548-23-0035

制度の名称	被災住宅用地の特例
支援の種類	減額
制度の内容	●賦課期日（１月１日）現在に住宅の敷地となっている土地（住宅用地）は、特例措置により税負担が抑えられていますが、令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で滅失した住宅（被災住宅）の敷地である土地は、申告により被災住宅用地として住宅用地と同様の特例が適用され固定資産税が減額されます。 ※通常の固定資産税における住宅用地の課税標準の特例措置 小規模住宅用地（200 ㎡以下） 価格の 1 / 6 一般住宅用地 価格の 1 / 3 ＜要件＞ （１）令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により滅失した住宅の敷地であること （２）被災年度分の固定資産税が住宅用地の特例の適用を受けていたこと （３）新たに住宅用家屋を建築する予定があること （４）竜巻被災時に所有していた方が、引き続き所有していること（被災時に所有していた方の相続人等（３親等以内の親族）も含みます） ＜特例適用年度＞ 被災年度の翌年度、最長翌々年度 ※令和７年９月の竜巻被害の場合、令和８年度または令和９年度まで ＜提出書類＞ （１）被災住宅用地申告書 （２）罹災証明書の写し （３）納税義務者が被災住宅用地について、被災日以降の所有者であるときは、前所有者との関係を証する書類 ＜対象外となる場合＞ （１）被災後の土地を第三者が取得した場合 （２）駐車場、資材置き場、太陽光発電など住宅以外の用途で使っている場合
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で滅失し、または損壊した家屋の敷地である土地を所有する納税義務者等
お問い合わせ	税務課 ☎ : 0548-23-0035

制度の名称	被災代替償却資産の特例
支援の種類	減額
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で滅失または損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者が、被災償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を取得又は改良した場合、特例が適用され固定資産税が減額されます。 <要件> 令和7年9月5日の台風に伴う竜巻により滅失又は損壊した償却資産で、以下の（１）又は（２）を満たすもの （１）被災償却資産に代わるものとして取得した資産で、次のいずれにも該当すること ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの ・代替償却資産が最初に固定資産税を課されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳に登録されていない（除却又は売却等の処分がなされていること） （２）被災償却資産が復旧し、又は補強などを行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの <特例の内容> 取得又は改良が行われた部分が課税されることとなった年度から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。 <提出書類> （１）被災代替償却資産特例申告書 （２）代替償却資産対照表 （３）令和7年1月2日から9月4日までの間に取得し、令和7年9月5日の台風に伴う竜巻で被災した償却資産については、被災時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書の写しなど）を添付してください （４）代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人等である場合も特例の適用が認められますので、その場合は相続人であることを証する書類を添付してください。 ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。 <提出期限> 代替償却資産を取得した翌年の1月31日まで
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で滅失し、または損壊した償却資産を所有する納税義務者等
お問い合わせ	税務課 ☎ : 0548-23-0035

制度の名称	国民健康保険の医療費の一部負担金減免等
支援の種類	減免
制度の内容	●災害などの特別な理由により収入が著しく減少し、医療費の自己負担分（一部負担金）の支払いが困難な場合に減免を受けられる場合があります。 <減免期間> 令和7年9月5日（金）から12月31日（水）までの療養に係る一部負担金 <申請に必要な書類（収入の減少）> (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） (2) 実収月額（収入から税や商売等に必要経費を控除した額）がわかるもの (3) 世帯主及び国民健康被保険者の預貯金額がわかるもの ●国民健康保険被保険者が災害によって負った外傷（骨折、打撲、切り傷等）に係る一部負担金を免除又は還付します。 <減免期間> 令和7年9月5日（金）から12月31日（水）までの療養に係る一部負担金 <申請に必要な書類（災害による外傷）> (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） (2) 医師の診断書又は外傷を負ったことがわかる診療報酬明細書 ※公簿等で事実を確認できる場合は、添付を省略できます。 (3) 医療機関等に支払った一部負担金の額が分かる領収書
活用できる方	●収入の減少に係る減免 次の①③又は②③に該当する世帯 ① 実収月額が標準生活費の1.155倍に相当する額以下の世帯は「免除」 ② 実収月額が標準生活費の1.155倍を超え、1.2倍以下の世帯は「減額」となります（国民健康保険税に滞納がある世帯は減免にはなりません）。 ※標準生活費：生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額 ③ 世帯主等の預貯金の額の合計額が減免基準額の3箇月分 ●災害による外傷を負った国民健康保険被保険者 ※住家に半壊以上の損害を受けた国民健康保険被保険者には個別で案内を送りしています。
お問い合わせ	国保年金課 ☎ : 0548-23-0023

制度の名称	介護保険料の減免					
支援の種類	減免					
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当される牧之原市介護保険の加入者は、令和8年度の介護保険料の減免措置を受けることができます。令和8年度の介護保険料が減免される割合は、以下のとおりです。					
	(1)住家の損害に対する減免					
	被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	
	減免の割合	全額	2分の1			
	※損害の程度・・・罹災証明書の被害程度により判定					
	(2)人的被害に対する減免					
	被害の程度		減額・免除措置の割合			
	主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合		全額			
	(3)所得の減少に対する減免					
	主たる生計維持者の事業収入等が、令和6年度と比較して10分の3以上減少した場合は以下のとおりです。					
	前年の合計所得金額		免除又は軽減の割合			
	200万円以下であるとき		全額			
200万円を超えるとき		10分の8				
制度の内容	＜対象保険料＞					
	令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に、普通徴収の納期限が設定されている又は特別徴収される保険料					
	＜申請に必要な書類＞					
	・減免申請書					
	・事業収入減少が分かる書類（該当者のみ）					
	・罹災証明(写しでも可)					
	※令和7年度に減免を受けている方も、令和8年度分として再度申請が必要です。					
	＜申請期限＞					
	令和9年3月31日（水）まで					
	活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻により、居住する住宅又は家財に被害等を受けた65歳以上の介護保険被保険者				
	お問い合わせ	長寿介護課 ☎：0548-23-0076				

制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等により、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※申請前に納付された保険料は免除されません。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保年金課（榛原庁舎2階）又は島田年金事務所へお問い合わせください。 ＜申請に必要な書類＞ ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） その他申請に必要な書類はお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
お問い合わせ	国保年金課 ☎ : 0548-23-0023

制度の名称	災害復興住宅融資(建設)										
支援の種類	貸付(融資)										
制度の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の建設や宅地の整備(液状化対策等を含む)の費用に充てるために利用できる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。 <table><tr><td></td><td>融資限度額(※1)</td><td>返済期間(※2)</td></tr><tr><td>土地取得資金なし</td><td>4,500万円</td><td rowspan="2">35年</td></tr><tr><td>土地取得資金あり</td><td>5,500万円</td></tr></table> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額(建物と土地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。 ●この融資は、融資の日から最長3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 (注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。				融資限度額(※1)	返済期間(※2)	土地取得資金なし	4,500万円	35年	土地取得資金あり	5,500万円
	融資限度額(※1)	返済期間(※2)									
土地取得資金なし	4,500万円	35年									
土地取得資金あり	5,500万円										
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 カスタマーセンター(災害専用ダイヤル)  : 0120-086-353(通話無料)										

制度の名称	災害復興住宅融資(購入)				
支援の種類	貸付(融資)				
制度の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する費用に充てるために利用できる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。 <table border="1"> <tr> <th>融資限度額(※1)</th><th>返済期間(※2)</th></tr> <tr> <td>5,500万円</td><td>35年</td></tr> </table> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額(建物と土地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。 ●この融資は、融資の日から最長3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 (注) その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	融資限度額(※1)	返済期間(※2)	5,500万円	35年
融資限度額(※1)	返済期間(※2)				
5,500万円	35年				
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 カスタマーセンター(災害専用ダイヤル)  : 0120-086-353(通話無料)				

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の補修や宅地の整備（液状化対策等を含む）の費用に充てるために利用できる融資です。	
	●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。	
	●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。	
	融資限度額（※１）	返済期間（※２）
	2,500 万円	35 年
	※１ 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。	
	※２ 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。	
	●この融資は、融資の日から１年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが出来ます。	
	（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（ www.jhf.go.jp ）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル） ☎：0120－086－353（通話無料）	

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 1 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 3 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※（参考）住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 1 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル） ☎：0120-086-353（通話無料）

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	250 万円(目安)
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%
	据置期間	貸付けの日から 6 月以内
	償還期間	据置期間経過後 7 年以内(目安)
	●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会又はお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。	
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外	
お問い合わせ	牧之原市社会福祉協議会 ☎ : 0548-52-3500 静岡県社会福祉協議会 ☎ : 054-254-5244	

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金(住宅資金)【更新】	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	●ひとり親家庭等が現に居住する住宅を補修、保全、改築、建設、購入及び増築するために必要な資金を貸し付けます。	
	●貸付限度額は、通常の補修・保全等の場合は 150 万円、災害等により住宅が全壊した場合や老朽等による増改築(移転改築を含む。)を行う場合で特に必要と認められる場合は 200 万円を限度とします。	
	●また、住宅に被害を受けた者は、被災後 1 年以内に貸し付けられる住宅資金の据置期間を、2 年を超えない範囲内において延長することができます。	
活用できる方	● 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) ● 父母のいない児童(20 歳未満) ● 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方) ● 寡婦(かつて母子家庭の母であった方) ● 40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方	
お問い合わせ	子ども子育て課 ☎ : 0548-23-0071	

制度の名称	公費解体制度【更新】										
支援の種類	サービス等										
制度の内容	●公費解体制度の申請受付は、令和8年9月30日（水）をもって終了しました。なお、自費解体制度につきましては、一度ご相談のあった方のみ個別対応を継続できる場合があります。 ●9月5日の台風に伴う竜巻等により損壊した被災家屋等を、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去等を行う制度です。なお、この制度は、あくまでも建物すべての解体を対象としており、リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部を解体する場合は対象外となります。 ●対象となる家屋・撤去物 個人又は中小企業者及びこれに準ずる公益法人等*が所有し、次に該当するもの。 ・罹災証明書で被害判定を受けている住家やアパート ・市の調査により被害状況が判定されている又は生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる事務所や工場、倉庫、店舗、ビニールハウス等 *建物の基礎部分や建物に付属する浄化槽・便槽も、建物と一体的に解体する場合は対象となります。また、建物と隣接する倉庫等の建物も状況により、対象となる場合があります。 *ここでのいう中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する企業で、本制度の要件に該当する企業者です（要件は、環境課へお尋ねください）。また公益法人等とは、学校法人、宗教法人、医療法人、一般社団法人などです。 ●被害判定別の市の実施対象項目 罹災証明書等の被害の判定に応じて、市の実施する項目が異なります。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>建物の解体</th><th>廃棄物の運搬・処分 (災害ごみ仮置場への搬入が前提)</th></tr> <tr> <td>全壊</td><td>対象</td><td>対象</td></tr> <tr> <td>大規模半壊・中規模半壊・半壊</td><td>対象外</td><td>対象</td></tr> </table> *廃棄物を災害ごみ仮置場へ搬入することにより、市が廃棄物を処分します。 *上表に記載されていない被害判定については、この制度の対象外となります。 ●自費解体制度 すでに家屋の解体・撤去等を実施済みの方には、その費用の一部を償還（お支払い）できる場合があります。詳しくは、環境課へお尋ねください。			建物の解体	廃棄物の運搬・処分 (災害ごみ仮置場への搬入が前提)	全壊	対象	対象	大規模半壊・中規模半壊・半壊	対象外	対象
	建物の解体	廃棄物の運搬・処分 (災害ごみ仮置場への搬入が前提)									
全壊	対象	対象									
大規模半壊・中規模半壊・半壊	対象外	対象									
活用できる方	●令和7年9月5日の台風に伴う竜巻等で、住家等に一定の被害判定を受けた方										
お問い合わせ	●環境課 ☎ : 0548-53-2609										

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 ・農林漁業セーフティネット資金（災害）： 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金を融資します。 ・農林漁業施設資金（災害復旧施設）： 災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者等
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫静岡支店 農林水産事業 ☎：054-205-6070 株式会社日本政策金融公庫 ☎：0120-154-505

制度の名称	災害相談窓口の設置
支援の種類	相談窓口
制度の内容	●静岡県政策金融公庫 静岡支店 中小企業事業 ☎ 054-254-3631 国民生活事業 ☎ 057-004-9824 ●静岡県商工中金 静岡支店 ☎ 054-254-4131 ●静岡県信用保証協会 ☎ 0120-783-507 ●静岡県中小企業団体中央会 ☎ 054-254-1511
活用できる方	●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者
お問い合わせ	中小企業庁 経営安定対策室 ☎：03-3501-1511

制度の名称	災害復旧貸付等の実施	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●令和7年台風15号等により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。	
	●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。	
	【国民生活事業】	
	貸付限度額	各貸付制度の貸付限度額に上乗せ3千万円
	償還期間	【特別貸付を適用した場合】 適用する各貸付制度の貸付期間に準じる
		【一般貸付を適用した場合】 10年以内（うち据置期間2年以内）
	【中小企業事業】	
	貸付限度額	1億5千万円以内（別枠）
償還期間	15年以内（うち据置期間2年以内）	
	●詳細は、各機関にご確認ください。	
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等	
お問い合わせ	株式会社 日本政策金融公庫 ☎：0120－154－505	
	静岡県政策金融公庫 静岡支店	中小企業事業 ☎ 054-254-3631 国民生活事業 ☎ 057-004-9824

相談窓口名	こころの健康相談
相談内容、概要 お問い合わせ等	●こころの健康についての相談を受け付けています。 市の専門職（保健師、臨床心理士等）が、健康状態や困りごとなどの相談に応じます。（面談・自宅訪問等） 相談時間：午前 8 時 15 分から午後 5 時 主 催：健康推進課 ☎：0548-23-0024 ●静岡県うちあけダイヤル（LINE 相談）： 相談時間：24 時間対応 対 象：県内在住の 39 歳以下の若者 主 催：静岡県 ●チャイルドライン 相談時間：毎日 午後 4 時から午後 9 時 対 象：18 歳までの子ども 主 催：NPO 法人チャイルドライン支援センター ●よりそいホットライン 「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24 時間 365 日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。 主催：一般社団法人 社会的包括サポートセンター ※よりそいホットラインホームページ https://www.since2011.net/yorisoi/ ☎：0120-279-338



制度の名称	何でも無料電話相談
支援の種類	サービス等
制度の内容	●被災した家の修理や解体について、今後の生活再建について等の相談に応じています。 「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。 ●時間 平日、午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時除く） ご相談がある場合は、お問合せ先の静岡県弁護士会にご連絡ください。
活用できる方	●令和 7 年 9 月 5 日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	静岡県弁護士会 ☎：054-204-1999 社会福祉課 ☎：0548-23-0070

相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス)
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル ☎ : 0570-078374 おなやみなし （ I P 電話からは 03-6745-5600） ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ●法テラス静岡法律事務所 ☎ : 050-3383-5400 （ I P 電話からは 050-3383-5404） https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho-shizuokalawaccess.html （ P C ・ スマートフォン）